

岩手県告示第481号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨岩手山麓農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

平成29年6月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市（一部）
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年4月28日から平成30年1月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量、水準測量、路線測量）